

東京株式懇話会2月度実務講習会】資料

2020年2月12日  
宝印刷株式会社  
吉沢茂樹

# 株主総会招集通知、事業報告 作成上の留意点

---

## 目次

1. 狭義の招集通知	3	(7) 会計監査人に関する事項	30
(1) 証券コード・発送日・名宛人・住所・商号・招集者	4	(8) 会社の体制及び方針	32
(2) 議決権行使の方法・期限	5	■ 事業報告の各記載事項の記載時点又は記載範囲	36
(3) 日時・場所・目的事項	6		
(4) インターネットによる議決権行使の案内文のイメージ	8	3. 会計監査人の監査報告の文例	38
(5) ウェブ開示によるみなし提供	10	4. 株主総会参考書類	40
(6) その他記載事項	15	① 剰余金処分議案	41
2. 事業報告		② 取締役選任議案	42
(1) 記載事項（全般）	16	③ 役員報酬額改定議案	45
(2) 会社の現況に関する事項	17	5. 招集通知記載事項調査データ	
(3) 株式に関する事項	24	コーポレートガバナンス・コードに関するデータ	46
(4) 新株予約権に関する事項	25	その他のデータ	51
(5) 会社役員に関する事項	26		
(6) 社外役員に関する事項	28		

本資料は原則として監査役会設置会社を前提としております。

## 凡例

### 1. 法令の略称

会	⇒	会社法
会規	⇒	会社法施行規則
計規	⇒	会社計算規則

### 2. 各法令の条、項等の表示例

会239①一 ⇒ 会社法第239条第1項第1号

## 1. 狭義の招集通知

内容は会社法298条により取締役（取締役会設置会社は取締役会）が決定  
（主要事項は同条、詳細は会規63条）

会298①各号及び会規63各号

株主総会招集決定取締役会で決議すべき事項（議決権行使書制度/電子投票制度併用会社）

- ①日時・場所
- ②目的事項があるときは、当該事項
- ③書面による投票を採用する旨
- ④電磁的方法による投票を採用する旨
- ⑤定時株主総会の場合で株主総会の日が以下のいずれかに該当するときは、その日時を決定した理由
  - ア 前回定時株主総会の開催日の相当する日と著しく離れた日であること
  - イ 公開会社である場合、当該日と同一の日において定時株主総会を開催する他の会社が著しく多いこと  
(特に理由がある場合の当該理由に限る。)
- ⑥開催場所が過去の株主総会の場所から著しく離れた場所であるときは、その場所を決定した理由
- ⑦株主総会参考書類に記載すべき事項（組織再編議案の一部を除く。)
- ⑧特定の時をもって書面又は電磁的方法による議決権の行使期限とする旨を定めるときは、その特定の時
- ⑨賛否の記載のない議決権行使書の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容
- ⑩定款規定に基づき、株主総会参考書類記載事項の一部をウェブサイトに掲載する措置をとることにより、株主に対して提供する株主総会参考書類に記載しないものとする事項
- ⑪一の株主が同一の議案につき複数の議決権行使書面により異なる内容の重複行使をした場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項（電磁的方法による場合も同様）
- ⑫招集通知の電子化の承諾をした株主に対し、議決権行使書面の交付(交付に代えて行う電磁的による提供を含む)をすることとする時は、その旨
- ⑬一の株主が同一の議案につき議決権行使書面と電磁的方法により異なる内容の重複行使をした場合における当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項
- ⑭議決権の代理行使の際の代理権の証明方法、代理人の数等、代理行使に関する事項を定めるときは、その事項
- ⑮議決権の不統一行使の事前通知方法を定めるときは、その方法

(1) 【証券コード・発送日・名宛人・住所・商号・招集者】

株 主 各 位	証券コード〇〇〇〇 〇〇年〇月〇日  東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
---------	--

【名宛人】

- ・法定記載事項ではないが、記載するのが一般的  
「株主各位」以外に「株主のみなさまへ」と記載する会社もある。

【住所、商号、招集者の氏名及び地位】

- ・住所は登記上の本店所在地を記載する。ただし、本社事務機能が他の住所である場合はそちらの住所も付記することが考えられる。
- ・商号は通称で表記する場合、登記上の商号を付記する。
- ・招集者の氏名及び地位は発送日時点で記載

招集通知の取引所ホームページへの開示状況 (3月決算全上場会社 弊社調べ)

招集通知発送日の状況 (3月決算全上場会社 弊社調べ)

	2019年 (調査社数2,409社)	2018年 (調査社数2,413社)
<b>21日間以上</b>	533社 (22%)	569社 (24%)
<b>15日間 ~20日間</b>	1,485社 (62%)	1,485社 (61%)
<b>14日間</b>	391社 (16%)	359社 (15%)
	平均17.9日	平均18.1日

	2019年 (調査社数2,409社)	2018年 (調査社数2,413社)
<b>14日以前</b>	14社 (1%)	14社 (1%)
<b>7日前~13日前</b>	445社 (19%)	438社 (18%)
<b>2日前~6日前</b>	1,019社 (42%)	1,019社 (42%)
<b>前日</b>	381社 (16%)	393社 (16%)
<b>招集通知発送日</b>	324社 (13%)	310社 (13%)
<b>発送日後</b>	226社 (9%)	239社 (10%)

(2) 【議決権行使の方法・期限】

第〇回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第〇回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、〇〇年〇月〇日（〇曜日）午後〇時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www. ....>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、〇頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

【議決権行使の方法】

- ・書面（及びインターネット）により議決権行使が出来る旨を記載する。

電磁的方法による議決権行使採用状況

892社（51%）

（前年に比べ3.9ポイント増加）

「2019年度全株懇調査報告書」全国株懇連合会より

議決権行使プラットフォーム採用状況

1034社（2020年1月29日現在）

「(株)ICJホームページより」

【議決権行使期限】

- ・議決権行使期限を明記する。

議決権行使期限について「特定の時」を定めた場合は「特定の時」含む日の2週間前（中14日以上前）の日までに招集通知を発する必要がある。

(3) 【日時・場所・目的事項】

記	
1. 日 時	〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 午前10時
2. 場 所	東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 当会社5階 大会議室
3. 目的事項	
報告事項	1. 第〇期 (〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで) 事業報告の内容、連結計書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第〇期 (〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで) 計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	.....の件
第2号議案	.....の件
第3号議案	.....の件

【日時、開催場所】

日時

・ 定時株主総会の開催日が前事業年度に係る定時株主総会の日に対応する日と著しく離れた日である場合には、その日時を決定した理由を記載する。

(決算期変更に伴い開催日時を変更する例)

1. 日 時	〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 午前10時 (開催日が前回定時株主総会日 (〇〇年〇月〇日) に応当する日と離れていますのは、当社の決算期を〇月〇日から〇月〇日に変更したことに伴い、移行期である第〇期 (当事業年度) が〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの〇ヶ月となっているためであります。)
--------	--

(開始時刻を変更した理由を記載している例)

1. 日 時	〇〇年〇月〇日 (〇曜日) 午前11時 同日予定されております隣接地の催事により会場周辺の混雑が予想されますため、開始時間を例年より1時間繰り下げておりますのでご注意ください。
--------	---

- ・ 定時株主総会の開催日において、定時株主総会を開催する他の株式会社が著しく多い場合（いわゆる集中日）には、その日時を決定したことにつき特に理由が場合における当該理由を記載する。

#### 開催場所

- ・ 過去に開催した株主総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるときは、その場所を決定した理由を記載する。

「著しく離れた場所」とは、過去に株主総会が開催された場所からの移動に相当な時間を要し、株主が株主総会の開始時間に出席することが困難となるような場所をいうものと解される。  
(相澤哲ほか「論点解説新・会社法」(2006年商事法務))

#### (前回の定時株主総会と開催場所が異なる例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

#### (本店所在地を変更したことに伴い会場を変更する例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(当社は〇〇年〇月〇日をもって、本店を××県××市から東京都〇〇区に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)

#### (株主への便宜のために会場を変更する例)

2. 場 所 東京都〇〇区△△〇丁目〇番〇号 〇〇ホテル 2階「〇〇の間」  
(当社は、株主総会を〇〇県〇〇市の当社会議室で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

#### 【目的事項】

- ・目的事項は報告事項と決議事項に分けて該当事項を記載する。  
報告事項は「事業報告」、「計算書類」、「連結計算書類」及び連結監査結果の内容を報告することを明記
- ・決議事項は審議する決議事項に議案番号を付けて列挙するのが一般的なスタイル  
議案の配列順序には特段のルールは無いが、株主・会社にとって重要な事項（剰余金処分議案、資本金減少議案、定款変更議案、役員選任議案）を先順位として、役員報酬関係議案は後順位としているのが一般的

#### 【招集にあたっての決定事項】

#### (4) インターネットによる議決権行使の案内文のイメージ

##### 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、〇〇年〇月〇日（〇曜日）の午後〇時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. 各議案に対し賛否（又は棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
6. 電磁的方法による招集通知の発送に同意した株主様には当該株主様から請求があった場合に議決権行使書用紙を送付いたします。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

##### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合併会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

##### お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

(略)

以上

## 【招集にあたっての決定事項】

### 【議決権行使の取扱い関係】

- ・ 賛否の記載のない議決権行使書の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容を記載する議決権行使書面に記載し、招集通知には記載しない会社が多い  
会社提案は賛成として取扱い、株主提案は反対として意思表示があったものとして取り扱うのが一般的
- ・ 議決権行使書面による重複行使又は電子投票による重複行使をした場合の議決権行使の内容が異なるものである場合の当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項を記載する  
電子投票による重複行使は最後に行使されたものを有効とするのが一般的（書面による重複行使は実務上、発生することがほとんど無い）
- ・ 招集通知電子化の承諾をした株主から議決権行使書面の交付（電磁的提供含む）をする時はその旨を記載する  
招集通知電子化の承諾をした株主にも議決権行使書面を交付しているのが一般的か？
- ・ 株主が同一議案につき議決権行使書と電子投票により重複行使した場合の当該株主の議決権の取扱いに関する事項を定める場合は、その事項を記載する。  
電子投票により行使されたものを有効とするのが一般的

### 【議決権の代理行使の代理権の証明方法等】

- ・ 議決権の代理行使の代理権の証明方法、代理人の数等の代理行使に関する事項を定めるときは、その事項を記載する。  
株主総会に出席できない株主は、代理人によって議決権を行使することができる(会310④)  
その代理人による議決権行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項を取締役会で決議することとされている(会規63五)

### 【議決権行使の不統一行使】

- ・ 議決権の不統一行使の事前通知方法を定めるときはその方法を記載する  
議決権の不統一行使の期限は、株主総会の3日前までにその有する議決権を統一しないで行使する旨及び理由を通知する  
(会313②)  
3日前とは、中3日間必要となる。

(5) ウェブ開示によるみなし提供

ウェブ開示は、株主に提供しなければならない「株主総会参考書類」・「事業報告」・「計算書類」・「連結計算書類」の一部又は全部について、招集通知を発出する時から株主総会の終了後3ヶ月が経過するまでの間、継続してインターネット上に掲載するとともに、ウェブ開示の措置をとることで書面から略することができる事項を載せているインターネットアドレスを株主に通知することにより、株主への書面の提供に代えることができる制度

ウェブ開示の記載イメージ

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://.....>)に掲載しておりますので、法令及び当社定款第○条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類には、当該事項は記載しておりません。

- ① 事業報告の以下の事項  
.....
- ② 連結計算書類
- ③ 個別注記表
- ④ 株主総会参考書類の以下の事項  
.....

(会計監査人及び監査役の監査対象である旨の通知を記載している例)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第○条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.xxx.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

単元株主数別のウェブ開示採用状況

(3月決算全上場会社 弊社調べ)

単元株主数	2019年 (調査社数2,409社)		2018年 (調査社数2,413社)	
	上場社数	ウェブ開示実施	上場社数	ウェブ開示実施
10万人超	67社	66社(99%)	68社	67社(99%)
5万~10万人	63社	59社(94%)	63社	59社(94%)
1万~5万人	551社	460社(83%)	529社	423社(80%)
5千~1万人	550社	406社(74%)	531社	372社(70%)
1千~5千人	973社	541社(56%)	1,015社	511社(50%)
1千人未満	205社	49社(24%)	207社	41社(20%)
合計	2,409社	1,581社(66%)	2,413社	1,473社(61%)

ウェブ開示した上位の内容と社数 (2019年3月決算全上場会社2,409社 弊社調べ)

ウェブ開示した内容	社数・割合 (重複回答あり)
① 連結・個別注記表 ※1	1,580社(99%)
② (連結)株主資本等変動計算書 ※1	656社(41%)
③ 業務の適正を確保するための体制/運用状況(事報) ※2	503社(32%)
④ 新株予約権等に関する事項(事報)	223社( 14%)
⑤ 会社の支配に関する基本方針(事報)	198社( 13%)
⑥ 会計監査人の状況(事報)	98社( 6%)

上表はウェブ開示の対象とした上位6項目を掲載

※1上表①・②は、連結又は個別のいずれかのみを対象としている会社も含む

※2体制又は運用状況のいずれかのみを対象としている会社も含む

ウェブ開示可能な事項（事業報告 会規133）

ウェブ開示可能な事項	会社法施行規則
<b>（株式会社の現況に関する事項）</b>	
事業年度の末日における主要な事業内容	120①一
事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況	120①二
事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額	120①三
直前3事業年度の財産及び損益の状況	120①六
その他株式会社の現況に関する重要な事項	120①九
<b>（株式会社の会社役員に関する事項）</b>	
取締役又は監査役と会社との間で締結した責任限定契約の内容の概要	121三
辞任した会社役員又は解任された会社役員（株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。）に関する事項	121七
会社役員（会計参与を除く。）の重要な兼職の状況	121八
監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実	121九
常勤の監査等委員又は常勤の監査委員の選定の有無及びその理由	121十
その他会社役員に関する重要な事項	121十一
<b>（株式会社の株式に関する事項）</b>	
事業年度の末日における上位10名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数及び持株割合	122一
その他株式に関する重要な事項	122二
<b>（株式会社の新株予約権等に関する事項）</b>	
事業年度の末日において会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）が有している新株予約権等について役員区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数	123一

ウェブ開示可能な事項（事業報告のつづき）

ウェブ開示可能な事項	会社法施行規則
事業年度中に自社の使用人や子会社の役員・使用人に対して交付した自社の新株予約権等について、区分ごとの当該新株予約権等の内容の概要及び交付した者の人数	123二
その他新株予約権等に関する重要な事項 （社外役員に関する事項）	123三
2項（社外取締役を置くことが相当でない理由）を除く事項 （会計監査人に関する事項）	124④各号
全ての事項 （会社の状況に関する重要な事項）	126各号
全ての事項 （内部統制システムに関する事項）	118一
全ての事項 （株式会社の支配に関する基本方針に関する事項）	118二
全ての事項 （特定完全子会社に関する事項）	118三
全ての事項 （親会社等との取引に関する事項）	118四
全ての事項	118五

※ウェブ開示することに監査役(監査等委員、監査委員)が異議を述べた事項は利用できない（会規133③二）

ウェブ開示可能な事項（計算書類 計規133④、134④）

ウェブ開示可能な事項	会社計算規則
<b>(連結計算書類)</b>	
連結貸借対照表	72
連結損益計算書	87
連結株主資本等変動計算書	96
連結注記表	97
連結計算書類に係る会計監査報告・監査報告※	126～129
<b>(計算書類)</b>	
株主資本等変動計算書	96
個別注記表	97

※連結計算書類に係る会計監査報告・監査報告の株主への提供は直ちに強制されるものではなく、会社が連結監査報告を提供することを定めた場合には連結計算書類とともに提供しなければならない（計規134②）

ウェブ開示可能な事項（株主総会参考書類 会規94）

ウェブ開示可能な事項	会社法施行規則
株主の議決権行使について参考となると認める事項	73②

※「社外取締役を置くことが相当ない理由」はウェブ開示できない事項（会規94①二）

※ウェブ開示することに監査役(監査等委員、監査委員)が異議を述べた事項は利用できない（会規94①五）

(6) 【その他記載事項】

- ・招集通知に修正が生じた場合のその周知方法及び当該アドレス（ウェブ修正 会規65③・133⑥、計規133⑦・134⑦）

狭義の招集通知に記載されたウェブ修正のイメージ

◎ . . .

- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www. . . .>) に掲載させていただきます。

- ・議決権行使書用紙の持参依頼

総会出席時における議決権行使書用紙の提出依頼文イメージ

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・お土産に関する説明

お土産の配布を行っていない旨を記載するイメージ

◎ . . .

- ◎総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

お土産は1人1個である旨を記載するイメージ

◎ . . .

- ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。

## 2. 事業報告

- 株式会社に作成義務（会435②）      ○ 取締役に定時株主総会における報告義務（会438③）

### （1）記載事項（全般）

#### ① すべての株式会社に必要な記載事項（会規118）

ア 株式会社の状況に関する重要な事項  
イ 内部統制システムの内容の概要及び運用状況の概要（決定している場合）※  
ウ 株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要等（決定している場合）  
エ 特定完全子会社に関する事項  
オ 親会社等との取引に関する事項

※大株主、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社は決定が必須

#### ② 公開会社に必要な記載事項

ア 株式会社の現況に関する重要な事項（会規120）※  
イ 株式会社の会社役員に関する事項（会規121）  
ウ 株式会社の株式に関する事項（会規122）  
エ 株式会社の新株予約権等に関する事項（会規123）  
オ 株式会社の社外役員に関する事項（会規124）

※連結計算書類を作成している場合は、企業集団について記載することができる（その場合、会規120①各号に定めるすべての事項を企業集団について記載）

#### ③ 会計参与設置会社に必要な記載事項（会規125）

・会計参与との間に締結した責任限定契約の概要

#### ④ 会計監査人設置会社に必要な記載事項（会規126）

・会計監査人の状況に関する事項

#### 公開会社ではない株式会社（非公開会社）の場合

①、③及び④のうち、該当する事項を記載すればよい（会計監査人の状況に関する事項の一部(会規126二～四に定める事項)は不要）もっとも上場を志向している会社にあつては、②のうちア～オ（イ及びオにおける取締役及び監査役の報酬等については記載しない事例もあり）についても記載すべき

## (2) 会社の現況に関する事項

(添付書類)

### 事業報告 (xx年x月x日からxx年x月x日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項※1

##### (1) 事業の経過及びその成果※2、3、4

当連結会計年度における我が国経済は……。採算性の向上に努め、販売品目の整理を進めました。また、重点事業への経営資源の最適配分にも取り組みました。

しかしながら、当連結会計年度の売上高は、○○事業が堅調に推移しましたが、○○事業及び○○事業が、需要の低迷と、それに伴う在庫調整の影響を大きく受け、x x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (x.x%) 減少しました。

営業利益は、固定費の削減に努めましたが、売上高の減少による影響が大きく、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx.x%) 減少しました。経常利益は、円高の影響を大きく受け、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx.x%) 減少しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の減少に加え□□□□□等により、x x 億 x 千 x 百万円と前期に比べ x x 億 x 千 x 百万円 (xx.x%) 減少しました。

##### 【事業別の売上高及び営業利益】※5

当社グループの事業別の概況は、以下のとおりであります。

事業	売上高	前期比	営業利益	前期比

※1 連結計算書類を作成している場合は、企業集団について記載することができる。この場合、当該事項に相当する事項が連結計算書類の内容となっている場合は、事業報告の内容としないことができる(会規120②)

※2 主な内容としては①経済環境、②業界の状況、③売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等の業績数値をそれに至った経緯とともに説明そのほか当事業年度中に起こった重要な契約の締結・解消、重要な研究開発活動、重要な固定資産等の取得・処分等もその重要性に応じた分量で記載

※3 「会社の現況に関する事項」は、事業が2以上の部門に分かれている場合には、部門別に区分することが困難である場合を除き、部門別に記載(会規120①)

※4 グラフや写真等を用いて説明している事例もあり

※5 事業のセグメント別に記載

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額はxxx百万円であり、その主なものは、当社〇〇工場の…の増設、〇〇株式会社〇〇工場の……………

継続中の設備投資、経営上影響のある固定資産等の売却・撤去等も記載

(3) 資金調達の状況

〇〇年〇月〇日に……………により、〇〇億円の資金調達を行いました。

子会社によるものを含めて増資・社債等非経常的な資金調達を記載するのが一般的  
運転資金等であっても相当な資金量を必要とする業種で借入金への依存割合が大きい場合、コミットメントライン契約を締結している場合に記載する事例もあり

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

〇〇年〇月に、〇〇事業を〇〇株式会社へ事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、〇〇年〇月〇日付で、……………株式会社〇〇の全事業を譲り受けました。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、〇〇年〇月〇日付で株式会社〇〇を吸収合併し、すべての権利義務を承継しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、……………株式会社〇〇の株式X,XXX千株を〇億〇百万円で取得しております。

株式、持分又は新株予約権の取得又は処分のうち、事業そのものを移転させる目的のものに限る

(4)～(7)については、項目を設けず、「事業の経過及び成果」又は「重要な親会社及び子会社の状況」等の事業報告の他の項目に記載してもよい。また、他の項目で説明する場合、該当がない場合は項目を設ける必要なし

(8) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては……………

(中 略)

当社グループといたしましては、……………努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「事業の経過及びその成果」の記載内容との関連、会社が策定した経営計画などとの整合性に注意しながら、事業の推進のために克服すべき当面の主要課題を記載

(9) 財産及び損益の状況※1、2、3

区 分	○年度 (第○期)	○年度 (第○期)	○年度 (第○期)	○年度 (第○期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)				
経 常 利 益 (百万円)				
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)				
1株当たり当期純利益(円)				
総 資 産 (百万円)				
純 資 産 (百万円)				
1株当たり純資産額(円)				

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。……………※4  
2. ……………※5

※1 会社法施行規則では「直前三事業年度の財産及び損益の状況」だが、当該事業年度を含む4事業年度分を記載するのが一般的であるため、表題も当年度を含めた表記とする

※2 事業年度の末日において直前3事業年度が終了していない場合は、会社成立後の各事業年度につき記載

※3 グラフを併用している事例もあり

※4 「1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することも考えられるが、事例では「1株当たり当期純利益」の表示が大多数

※5 会社法施行規則では説明の記載は求められていないが、著しい変動があり、要因が明らかであるときは注記として記載してもよい

「会社の現況に関する事項」を企業集団について記載するときは、「財産及び損益の状況」も企業集団ベースで記載すれば足りるが、あわせて単体も記載する事例がある（2019年6月総会では企業集団ベースで記載する会社が396社(98%)、うち単体も記載する会社が161社(40%)（調査対象401社（日経500対象会社中2019年6月総会会社））。資料版商事法務No.472 218頁）

(10) 重要な親会社及び子会社の状況※1

① 親会社との関係

当社の親会社は〇〇〇〇株式会社で、同社は当社の株式を〇〇千株（出資比率xx.x%）保有しております。

なお、当社は親会社との間で……………の取引を行っております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。※2、3

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たっては、……………する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、当該取引の内容が……………であるため、当社の利益を害するものではないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

※1 親会社の状況では、会社名、持株数、出資比率、親会社との取引等の関係があればその関係を記載

※2 親会社等との間の取引が関連当事者との取引に関する注記（個別注記表）に記載されるときは「親会社等との間の取引に関する事項」（以下参照）が必要。左記の他、注記や後記「6. 会社の体制及び方針」の独立項目とする事例もあり

【親会社等との取引に関する事項】

- ①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にはその旨）
- ②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役（取締役会）の判断及びその理由
- ③社外取締役を置く株式会社において、②の取締役（取締役会）の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

※3 事業報告や附属明細書に親会社等との関連当事者間取引に係る記載があった場合、監査報告書に「監査の方法」「監査の結果」に親会社等との取引に関する事項を記載

「親会社等」とは

①親会社、②株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの（会2四の二）

「株式会社の経営を支配している者」とは、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社等でない者（会規3の2②③）⇒いわゆる個人オーナーのこと

② 重要な子会社の状況※ 1

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況※ 2、3

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
〇〇〇株式会社	東京都渋谷区〇〇町 XX番X号	XXXX百万円	XXXX百万円

※ 1 「重要な」の判断は、連結対象かどうか、持分法適用会社かどうか等の一定の基準を設けて行う

※ 2 事業年度末日に特定完全子会社がある場合は下記の事項が必要

- ① 特定完全子会社の名称・住所
- ② 当社及びその完全子会社等における当該特定完全子会社の株式の当該事業年度の末日における帳簿価額の合計額
- ③ 当社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

「特定完全子会社」は「多重代表訴訟」の対象となる可能性がある子会社である。  
 多重代表訴訟とは、100%子会社の役員に対する、親会社の株主による代表訴訟制度のこと。親会社の株主を保護する目的がある。

・「特定完全子会社」は以下の要件をいずれも満たすもの

- ① 事業報告作成会社が直接又は間接にすべての株式を有する株式会社（すなわち事業報告作成会社の完全子会社等である株式会社）であること
- ② 事業報告作成会社の当該事業報告の作成対象となる事業年度の末日時点において、事業報告作成会社及びその完全子会社等における、その会社（特定完全子会社となる会社）の株式の帳簿価額を合計した額が、事業報告作成会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1を超えること

(11) 主要な事業内容※

事業部門	事業内容
〇〇事業	
〇〇事業	
〇〇事業	
その他の事業	

※定款上の事業目的ではなく、事業年度の末日において現に行っている事業の内容を記載  
事業部門名、セグメント名から当該事業の内容が推認できる場合は、それらの記載のみで足りる

(12) 主要な営業所及び工場※

名称	所在地
本社	
〇〇支店	
〇〇営業所	
〇〇工場	
〇〇株式会社	

※事業年度の末日における主要な営業所及び工場とその名称・所在地を記載  
所在地は国内は都道府県名と市町村名、海外は国名と市町村名を記載  
営業所等の数が多い場合は、都道府県別あるいは国別の数を記載  
未稼働のものは記載不要

(13) 従業員の状況※

従業員数	前期末比増減
x,xxx名	

※事業年度の末日における「使用人」の状況を記載

性別、職種別、臨時雇用・出向者・パートを含めて記載あるいは平均年齢、増減事由を記載する等、内容は任意（従業員数および前期比増減数が多数派）

臨時雇用等については欄外注記が一般的

(14) 主要な借入先※

借入先	借入額
	億円

※事業年度の末日において「主要な借入先」があるときは、その借入先及び借入額を記載

「会社の現況に関する事項」を企業集団について記載するときは、企業集団についての記載が必要

実質的に無借金、あるいは会社の事業規模に対して少額で事業への影響が小さい場合は記載不要（石井裕介他「新しい事業報告・計算書類 - 日本経団連ひな型を参考に - (全訂版)」65頁）

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項※

当社は、.....  
.....  
.....

※重要な訴訟の提起、判決、和解、事故、不祥事等がある場合に記載するのが一般的だが、「事業の経過及び成果」や「対処すべき課題」に記載する事例もある。

後発事象のうち翌事業年度以降の財産及び損益に影響を及ぼす事象は、注記表に記載要（計規114）



## (4) 新株予約権に関する事項

### 3. 会社の新株予約権に関する事項※1

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

〇〇年〇月〇日開催の取締役会決議による新株予約権※2

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき〇〇,〇〇〇円
- ③ 新株予約権の行使条件
- ④ 新株予約権の行使期間 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで
- ⑤ 当社役員が保有状況※3

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
社外取締役	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
監査役	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況※4

〇〇年〇月〇日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき〇〇,〇〇〇円
- ③ 新株予約権の行使条件
- ④ 新株予約権の行使期間 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人
子会社の役員及び使用人	〇〇個	普通株式〇〇,〇〇〇株	〇人

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項※5

.....

- ※1 (1) 当該事業年度末日において会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等
- (2) 当該事業年度中に使用人及び子会社の会社役員及び使用人に交付した新株予約権等
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項を記載

※2 新株予約権の割当決議ごとに記載するのが一般的  
「新株予約権等の内容の概要」についての規定はなく、会236にある「新株予約権の内容」を勘案して記載

※3 ①取締役、②社外取締役(社外役員に限る)、③取締役(執行役を含む)以外の会社役員に区分して、当該事業年度末日において保有する新株予約権の数、目的となる株式の種類及び数、保有者数を記載

※4 当該事業年度中に交付したものを記載

※5 職務執行の対価ではない会社役員、使用人に対する新株予約権や資金調達目的の新株予約権、有償のストックオプションについて記載することが考えられる

## (5) 会社役員に関する事項

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	.....	株主総会参考書類における「重要な兼職」と平仄を合わせる
専務取締役	.....	
常務取締役	.....	
取締役	.....	「重要な兼職」の判断は、兼職先が取引上重要な会社か兼職先で重要な職務を担当しているか当社取締役の職務に専念できるか利益相反を生ずる可能性があるか等を勘案
取締役	○ ○ ○ ○	
常勤監査役	.....	
監査役	.....	
監査役	○ ○ ○ ○	
監査役	○ ○ ○ ○	

- (注) 1. ○○○○氏は、社外取締役であります。  
 2. ○○○○及び○○○○の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役○○○○、監査役○○○○及び監査役○○○○の各氏につきましては東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役○○○○氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。  
 .....

辞任監査役の辞任理由もここに

#### ○在任期間が限定されない記載事項 (当該事業年度中)

- ・当該事業年度に係る会社役員の報酬等
- ・当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等
- ・報酬等の額又はその算定方法の決定の方針
- ・辞任又は解任された会社役員に関する事項
- ・常勤の監査等委員（監査委員）の選定の有無及びその理由
- ・その他会社役員に関する重要な事項

#### ○在任期間が限定される記載事項 (直前定時株主総会の翌日から事業年度末日まで)

- ・会社役員の氏名
- ・地位及び担当
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・重要な兼職の状況
- ・監査役（監査等委員・監査委員）の財務・会計に関する知見

前年の株主総会の翌日以降に辞任した役員も記載対象

#### 【記載事項】

1. 会社役員の氏名
2. 会社役員の地位及び担当
3. 会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容の概要
4. 当該事業年度に係る会社役員の報酬等
5. 当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等
6. 報酬等の額又はその算定方法の決定の方針を定めているときは当該方針の決定方法及び内容の概要
7. 辞任又は解任された会社役員に関する事項（株主総会決議による解任を除く）
8. 重要な兼職の状況
9. 監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときはその事実
10. 常勤の監査等委員又は監査委員選定の有無及びその理由
11. その他会社役員に関する重要な事項

3.4.及び5.については次頁以降参照

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役〇〇〇〇、監査役・・・・、〇〇〇〇及び〇〇〇〇は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

【記載方法】

- ①項目を立てて記載
- ②会社役員に関する事項に注記

定款規定を引用（「あらかじめ定めた額」がある場合はその記載も必要）

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	〇名 (〇名)	〇〇〇百万円 (〇〇百万円)
監査役 (うち社外監査役)	〇名 (〇名)	〇〇〇百万円 (〇〇百万円)
合計	〇名 (うち社外〇名)	〇〇〇百万円 (うち社外〇〇百万円)

【記載方法】

事業報告への会社役員の報酬等の記載は

- ①全員について個別に記載
- ②一部について個別に記載
- ③全部について会社役員区分ごとの総額を記載

上記3つの方法から選択 ③が一般的

「当該事業年度に係る報酬等」の合計額

当該事業年度に在任して報酬を支給した全ての取締役及び監査役

社外役員の報酬は一括して記載してよいが、区分して記載する例が多い

社外役員が当該株式会社の親会社等又は当該親会社等（当該株式会社に親会社等がない場合には、当該株式会社）の子会社から、当該事業年度において役員としての報酬等を受けている場合に記載

- (注) 1. 上記報酬等の額には、〇〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において決議予定の役員賞与〇百万円（取締役〇百万円、監査役〇百万円）を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当該事業年度の費用計上額（取締役〇百万円、監査役〇百万円）を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額〇百万円（取締役〇百万円、監査役〇百万円）を含んでおります。
4. 上記報酬等の額のほか、〇〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役〇名に対して〇〇〇百万円（うち社外取締役〇名 〇〇百万円）、退任監査役に対して〇〇百万円（うち社外監査役〇名 〇〇百万円）支給しております。
5. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は〇百万円です。

(注)1~3は任意記載

- 当該事業年度に係る報酬等
- ・当該事業年度の定額報酬（月次報酬）
- ・役員賞与（当該事業年度に引当金を計上し、当該事業年度に係る定時株主総会の承認を経て支給するものを含む。）
- ・ストック・オプションとしての新株予約権を割当てた場合の当該事業年度の費用への計上額
- ・当該事業年度における役員退職慰労引当金繰入額
- ・株式交付信託、特定譲渡制限付株式の当該事業年度の費用への計上額

<上記記載例の表形式の記載部分>

- 当該事業年度において受け又は受ける見込みの額が明らかになった報酬等
- 上記以外の報酬等で当該事業年度において支給したもの、あるいは当該事業年度に係る定時株主総会決議を経て支給する予定のもの
- ex.役員退職慰労金

<上記記載例の(注) 4.>

過去及び当該事業年度に係る事業報告で開示済の引当金を超えている場合におけるその超額額が必須

## (6) 社外役員に関する事項

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
社外取締役××××の兼職先である株式会社◇◇◇◇は、当社と……の関係があります。  
社外監査役〇〇〇〇の兼職先である株式会社△△は、当社と……の関係があります。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
社外監査役〇〇〇〇の三親等以内の親族は、当社に従業員として勤務しております。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

特定関係事業者の範囲は次頁参照

#### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	×× ××	当事業年度開催の取締役会には、○回中○回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	〇〇 〇〇	当事業年度開催の取締役会には、○回中○回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、○回中○回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	☆☆ ☆	就任後開催の取締役会○回中○回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、就任後開催の監査役会○回中○回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (イ) 取締役××××氏の意見により変更された事業方針

.....

#### (ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

.....

直前の事業年度中に開催された株主総会において選任された社外役員取締役会又は監査役会への出席状況は、選任後に開催されたものについて記載

(続く)

### 【記載事項】

1. 当社の社外役員が①他の法人等の業務執行者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合及び②他の法人等の社外役員を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は当該他の法人等と当社との関係を記載
2. 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く）
  - ① 当該株式会社の親会社等（自然人）
  - ② 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）
3. 各社外役員の当該事業年度における主な活動状況（次に掲げる事項を含む）
  - ① 取締役会等への出席状況
  - ② 取締役会等における発言の状況
  - ③ 社外役員の意見により事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときはその内容（重要でないものを除く）
  - ④ 事業年度中に法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（社外監査役の場合は、不正な業務の執行）が行われた場合（重要でないものを除く）は、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

1.～3.は、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者は必須

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人 数	報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	○名	千円 ○○,○○○	千円 ○○,○○○

⑤ 事業報告記載事項に関する意見  
.....

【記載事項】

4. 社外役員の報酬等
5. 社外役員が次のイ又はロに定めるものから当該事業年度において受けた役員としての報酬等の総額
  - イ. 親会社等がある場合：親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）
  - ロ. 親会社等がない場合：当社の子会社
6. 社外役員に関する事項の記載内容についての社外役員の意見

④の内容を「取締役及び監査役の報酬等の額」で開示しているときは記載不要

※「特定関係事業者」の範囲

- ・ 親会社等あり…親会社等、親会社等の子会社等（当該株式会社を除く）、親会社等の関連会社
- ・ 親会社等なし…子会社及び関連会社
- ・ 主要な取引先

自然人である親会社等がある場合（＝個人オーナーがいる会社）は、個人オーナー、個人オーナーが支配している兄弟会社と関連会社も対象

## (7) 会計監査人に関する事項

### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ○○○監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 ○○○百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
○○○百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である  
……についての対価を支払っております。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である○○株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人○○○監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。……………

個人の場合は「氏名」  
一時会計監査人についても同様

当該事業年度に係る会計監査人としての職務執行の対価

金商法監査と区分できない場合は一括して記載しその旨を注記

監査計画の内容、従前の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠の検証等により適切であるかどうかを判断

「会計監査人の評価及び選定基準策定実務指針」第1部第3 監査報酬等の評価項目を参考にすることも考えられる

有報提出大会社の記載事項（監査業務、非監査業務にかかわらず当社及び連結子会社の支払額）

有報提出大会社の記載事項  
子会社名、子会社の監査を行っている監査法人の名称の記載は任意

(続く)

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

監査役会が会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会が株主総会に議案を提出

(7) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

.....

(8) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

.....

(9) 辞任した会計監査人に関する事項

当社の会計監査人であった〇〇監査法人は、〇〇年〇月〇日付をもって会計監査人を辞任いたしました。

<会計監査人の意見、辞任会計監査人の辞任理由等があれば記載>

会340①に該当するときは、監査役全員の同意に基づき解任を決定

会計監査人が過去2年間に業務停止処分を受けたことに関する「事業報告に記載することが適切である」か否かの判断

- ・業務停止処分の根拠となった事実の重大性
  - ・業務停止期間終了後の期間の長短
  - ・その株式会社の会計監査人としての適正性にその業務停止処分があったことが影響をどの程度与えるか
  - ・その業務停止処分の後の会計監査人における体制の整備・改善の状況はどのようなものか  
などを考慮に入れることになろう
- (弥永真生「コンメンタール 会社法施行規則・電子公告規則 [第2版]」640頁 商事法務)

辞任又は解任された会計監査人に係る記載事項は以下を記載

- ① 辞任又は解任された会計監査人の氏名又は名称
- ② 監査役(監査役会)が解任した場合は解任理由
- ③ 辞任又は解任についての会計監査人の意見
- ④ 辞任した会計監査人の意見・理由

## (8) 会社の体制及び方針

### 6. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、……………、

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、……………、

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、……、

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、……………、

##### ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、……………、

##### ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正につきましては、……………、

##### ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、……、

(続く)

#### 【記載事項】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況
2. 株式会社の支配に関する基本方針
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

大会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は本体制の決定及び運用状況の概況が必須であり、事業報告には、その決定の内容の概要を記載

事業年度中に複数回改定を行っても各項目の最終的な決定内容を記載

事業年度の末日後、事業報告作成までに改定を行った場合、改定後の方針を掲載してもよい



「その場合には、施行規則129条1項の監査報告の内容は、当該事業年度の事業報告の内容とされた最新の決定又は決議ではなく、当該事業年度中に存在していた以前の決定又は決議について、その内容・運営の相当性を述べるものと考えらるることとなる。」(小松岳志・澁谷亮「事業報告の内容に関する規律の全体像」旬刊商事法務1863号24頁)

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助すべき従業員の任命・異動については、……、
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び従業員は、監査役が定めるところに従い、……、
- ⑩ 監査役がその職務の執行について………、
- ⑪ その他監査役がその職務の執行について………、

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

.....  
 .....  
 .....

運用状況の概要は「内部統制システムの基本方針」ではないため、⑩として記載することは好ましくない

各社の状況に応じた合理的な記載をすることで足りる。  
 例えば、①内部統制システムに関する委員会等の会議体の開催状況、②社内研修の実施状況、③内部統制・内部監査部門の活動状況、④社内規程の制定・改定 が考えられる

単に「業務の適正を確保するための体制に則った運用を実施している」だけでは運用状況の概要とは言い難い（法務省見解）

(3)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として……………

②基本方針実現のための取組みの概要

ア.当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして……………

イ.会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、〇〇年〇月〇日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応方針は、……………

③具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

②ア.に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、②イ.に記載した本対応方針も、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができることとされていること、本対応方針の有効期間は〇年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

「概要」とされているが、決定した方針のまま記載する例が多い

②について、ア.又はイ.のいずれか一方のみ、又は何も定めない事例もあり

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことが最も重要であると考えており、

- ① 配当につきましては、.....
- ② 内部留保につきましては、.....
- ③ 自己株式の取得につきましては、.....

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき〇円〇銭とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき〇円〇銭を実施しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき〇円となります。

また、当期においては、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日の期間中に、自己株式〇〇千株を〇〇千円にて取得いたしました。

剰余金の処分権限を取締役に委譲する定款規定がある場合は必須。  
定款規定がなくても任意に記載可

【上記の定款規定を設ける要件】

- ・会計監査人設置会社であること
- ・監査役会設置会社の場合、取締役の任期が1年を超えないこと
- ・監査役会又は監査等委員会、指名委員会等設置会社であること

(会459①)

## 事業報告の各記載事項の記載時点又は記載範囲 (公開会社、会計監査人設置会社)

記載事項	記載時点又は記載範囲	会規
(会社の現況に関する事項)		
事業の経過及びその成果	事業年度の初日から末日まで	120①四
設備投資の状況		120①五ロ
資金調達の状況		120①五イ
事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況		120①五八
他の会社の事業の譲受けの状況		120①五二
吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況		120①五ホ
他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況		120①五ヘ
対処すべき課題	事業報告作成時点	120①八
直前三事業年度の財産及び損益の状況	—	120①六
重要な親会社及び子会社の状況	事業年度の初日から末日まで	120①七
親会社等との間の取引に関する事項	事業年度の初日から末日まで	118五
特定完全子会社に関する事項	事業年度の末日時点	118四
主要な事業内容	事業年度の末日時点	120①一
主要な営業所及び工場		120①二
使用人の状況		120①二
主要な借入先		120①三
その他株式会社の現況に関する重要な事項	事業年度の初日から事業報告作成時点	120①九

記載事項	記載時点又は記載範囲	会規
(会社の株式に関する事項)		
大株主	事業年度の末日時点(総会議決権基準日を事業年度の末日後に設定している場合は当該基準日時点)	122①一
その他株式に関する重要な事項	事業年度の初日から事業報告作成時点	122①二
(会社の新株予約権等に関する事項)		
当該会社の会社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等	事業年度の末日時点	123一
当該会社の使用人及び子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等	事業年度の初日から末日まで	123二
その他新株予約権等に関する重要な事項	事業年度の初日から事業報告作成時点	123三
(会社役員に関する事項)		
氏名、地位及び担当	前回定時株主総会の終結日の翌日から事業年度の末日までに在任した会社役員の仕事年度の初日から末日までの内容	121一.二
責任限定契約の内容の概要		121三
当事業年度に係る報酬等	—	121四
当事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等		121五
各会社役員の仕事等の額又はその算定方法に係る決定方針	事業報告作成時点(※2)	121六
辞任した又は解任された会社役員に関する事項	事業年度の初日から末日まで	121七

記載事項	記載時点又は記載範囲	会規
重要な兼職の状況	前回定時株主総会の終結日の翌日から事業年度の末日までに在任した会社役員の事業年度の初日から末日までの内容	121八
財務及び会計に関する相当程度の知見	事業年度中における監査等委員又は監査委員	121九
常勤の監査等委員又は監査委員の選定の有無及びその理由	事業年度の初日から事業報告作成時点	121十
その他会社役員の現況に関する重要な事項		121十一
(社外役員に関する事項)		
重要な兼職先である法人等と当社との関係	前回定時株主総会の終結日の翌日から事業年度の末日までに在任した社外役員の事業年度の初日から末日までの内容	124①一、二
主要取引先等特定関係事業者との関係		124①三
主な活動状況		124①四
当事業年度に係る報酬等	—	124①五
当事業年度に受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった報酬等		124①六
親会社等又はその子会社等(親会社がない場合には当社の子会社)の役員を兼任している場合の当該会社から受けた役員報酬等の額	事業年度のうち社外役員であった期間	124①七
社外役員の意見	—	124①八
社外取締役を置くことが相当でない理由	事業年度末日時点	124②③
(会計監査人の状況)		
氏名又は名称	事業年度の初日から末日までに在任した会計監査人	126一

記載事項	記載時点又は記載範囲	会規
当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額及び同意理由	—	126二
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		126八イ
非監査業務の内容	事業年度の初日から末日まで	126三
子会社の監査に関する事項		126八ロ
責任限定契約の内容の概要		126七
会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	事業報告作成時点	126四
現に業務停止処分を受けている場合の内容		126五
過去2年間に業務停止処分を受けている場合の内容	事業報告作成時点から過去2年間	126六
辞任した又は解任された会計監査人に関する事項	事業年度の初日から末日まで	126九
(会社の体制及び方針)		
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要	事業年度の初日から末日まで(※1)	118二
株式会社の支配に関する基本方針	事業報告作成時点(※2)	118三
剰余金の配当等の決定に関する方針	事業報告作成時点	126十

(小松武志=澁谷亮「事業報告の内容に関する規律の全体像」旬刊商事法務 No.1863をもとに作成)

※1…事業年度末日後に新たな決定又は決議がされた場合には、事業報告作成時点の内容の概要を記載する考え方もある。

※2…事業年度末日の内容を記載したうえで、事業年度末日後の変更が生じた場合には重要な事項として変更内容を記載することも考えられる。

### 3. 会計監査人の監査報告の文例 (2020年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用) (計算書類に係る監査報告)

(下線部分が改正箇所)

独立監査人の監査報告書		×年×月×日
〇〇株式会社 取締役会 御中		〇〇監査法人 〇〇事務所
	指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印	
	指定社員 業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印	
<b>監査意見</b> 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「 <u>計算書類等</u> 」という。）について監査を行った。 <u>当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</u>		
<b>監査意見の根拠</b> <u>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</u>		
<b>計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任</b> 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 <u>計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。</u> <u>監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。</u>		
<b>計算書類等の監査における監査人の責任</b> 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 <u>監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。</u>		

(続く)

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」（最終改正2019年6月27日より）

上記の見直しを踏まえ、2019年12月27日付で会社計算規則第126条の改正が行われている。

(注) 「計算書類」と同様に「連結計算書類」の監査報告についても、文例が変更されている。

## 4.株主総会参考書類

＜株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案及び当該説明すべき内容＞

議案	説明すべき内容
取締役の報酬額改定議案 (不確定額報酬・非金銭報酬を支給する場合)	不確定額報酬又は非金銭報酬とすることを相当とする理由(会361④)
定款変更議案(単元株式数を定める場合)	単元株式数を定めることを必要とする理由(会190)
吸収合併契約承認議案 (債務超過会社を吸収合併消滅会社とする場合)	債務超過会社を吸収合併する旨(会795②)
吸収合併契約承認議案 (消滅会社から承継する資産に自己株式が含まれる場合)	承継する資産に自己株式が含まれるときの自己株式に関する事項(会795③)
株式交換契約承認議案 (債務超過会社を株式交換完全子会社とする場合)	債務超過会社を株式交換完全子会社とする旨(会795②)
吸収分割契約承認議案 (債務超過の事業部門を吸収分割により承継する場合)	吸収分割により債務超過の事業部門を承継する旨(会795②)
吸収分割契約承認議案 (分割会社から承継する資産に自己株式が含まれる場合)	承継する資産に自己株式が含まれるときの自己株式に関する事項(会795③)
株式併合議案	株式の併合をすることを必要とする理由(会180④)
新株の発行議案(有利発行の場合)	募集株式の払込金額が特に有利な金額である場合における当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由(会199③ 200②)
募集新株予約権の発行議案(有利発行の場合)	募集新株予約権の払込金額が特に有利な金額である場合における当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由(会238③ 239②)
事業の全部の譲受議案 (譲り受ける資産に自己株式が含まれる場合)	事業の全部を譲り受ける場合において、譲り受ける資産に自己株式が含まれるときの、当該自己株式に関する事項(会467② ①三)
全部取得条項付種類株式の取得議案	全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由(会171③)

## ①剰余金処分議案 (会454 計規153)

### 第〇号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき〇円      総額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
〇〇年〇月〇日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
- ② 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

#### 剰余金の配当の決議事項

- ①配当財産の種類及び帳簿価額の総額
- ②配当財産の割当に関する事項
- ③剰余金の配当が効力を生ずる日

#### その他の剰余金の処分の決議事項

- ①増加する剰余金の項目
- ②減少する剰余金の項目
- ③処分する各剰余金に係る額

剰余金の配当が効力を生じる日は配当の基準日から3か月以内(会124②)

分配可能額があっても配当総額が繰越利益剰余金を超える会計処理は、「妥当ではない」との見解があり(和久友子「会社法における剰余金の配当に関する会計処理」旬刊商事法務No.1845 48頁)、このような場合は別途積立金等の任意積立金減少、繰越利益剰余金増加を剰余金の配当と併せて議案とするのが一般的

### (剰余金処分議案上程の際の留意事項)

- ・純資産額が300万円を下回る場合は、剰余金の配当はできない。(会458)
- ・利益準備金と資本準備金の合計額が、資本金の4分の1に達していない場合で、金銭による配当を行う際は配当と同時に剰余金配当額の10分の1相当額を資本準備金又は利益準備金として積立てる必要がある。(会445④計規22)
- ・「その他資本剰余金」(資本金や資本準備金の取り崩しにより発生した剰余金や自己株式を処分した際に発生した利益)を原資とした配当は、みなし譲渡益課税(租税特別措置法第37条の10)の対象となり、会社は源泉徴収を行わず株主自ら確定申告を行うことになる。

## ②取締役選任議案 (会329 会規74)

### 第〇号議案 取締役〇名選任の件

取締役全員（〇名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては（・・・・のため〇名増員し）、取締役〇名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よみがな △ △ △ △ (〇〇年〇月〇日生)	〇〇年〇月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 〇〇年〇月 □□株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職) □□株式会社代表取締役会長(現任)	XXX,XXX株
2	よみがな ○ ○ ○ ○ (〇〇年〇月〇日生)	〇〇年〇月 △△株式会社入社 〇〇年〇月 同社〇〇部長 〇〇年〇月 当社取締役(現任)	X,XXX株
3 <b>新任</b>	よみがな ☆ ☆ ☆ ☆ (〇〇年〇月〇日生) <b>社外</b> <b>独立役員</b>	〇〇年〇月 ○○○○弁護士事務所開設 〇〇年〇月 □□株式会社社外取締役(現任) (重要な兼職) □□株式会社社外取締役	X,XXX株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は○○○○氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、☆☆☆☆氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

提案の理由を記載する。(増員・減員理由など)

株主総会参考書類作成時点における地位、担当を記載

事業年度末時点の株主名簿によるのが一般的だが、役員持株会の持分を加えてもよい。株主総会参考書類作成時点の株式数としてもよいが、情報提供請求等によって株式数の確認が必要

「重要な兼職」の判断については26頁参照。就任したと仮定した場合に「重要な兼職」となるのであれば記載要。就任後間もなく退任することが内定している場合は記載不要。重要な兼職の記載にあたり、枠内に「重要な兼職の状況」と見出しを設け、「○○○○株式会社 代表取締役」等と別記してもよい

候補者と会社との間に利益相反取引や競業取引等があれば、その概要を記載

(続く)

3. △△△△氏は当社の親会社等であります。
4. ☆☆☆☆氏は社外取締役候補者であります。  
 なお、当社は、同氏を〇〇証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. ☆☆☆☆氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 なお、☆☆☆☆氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、・・・・・・ということから社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。  
 (6. ☆☆☆☆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって〇年となります。)
7. ☆☆☆☆氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. ☆☆☆☆氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
9. ☆☆☆☆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
10. ☆☆☆☆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
11. ☆☆☆☆氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
12. ☆☆☆☆氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

44頁の【公開会社で親会社等がある場合】のうち①について記載

法定記載事項ではないが、独立役員について記載するのが一般的

44頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち②⑤について併せて記載

44頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち⑦について記載  
 本イメージでの社外取締役候補者は新任であり、記載不要。重任の際は必須であり社外取締役の在任期間を記載。社外監査役が新任社外取締役候補者となった場合は、社外監査役の在任期間を記載。

7～12は44頁【社外取締役候補者がいる場合】のうち⑥を記載。  
 該当がなければ「ない」旨は記載しない事例もあり

## 取締役選任議案の記載事項

記載事項①	記載事項②
<p>【共通】</p> <p>①提案の理由（73①二）</p> <p>②候補者番号(候補者が2名以上の場合)（66①一イ）</p> <p>③候補者の氏名、生年月日、略歴（74①一）</p> <p>④就任承諾を得ていないときはその旨（74①二）</p> <p>⑤候補者との間に責任限定契約を締結又は締結予定であるときは、その契約の内容の概要（74①四）</p>	<p>【社外取締役候補者がいる場合（続き）】</p> <p>⑤候補者が過去に社外取締役・社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与したことがなくても社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと当該株式会社が判断した理由（74④五）</p> <p>⑥候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨（74④六）</p> <p>イ過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く。）であったことがあること。</p> <p>ロ当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）であったことがあること。</p> <p>ハ当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員（業務執行者である者を除く。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員（業務執行者である者を除く。）であったことがあること。</p> <p>ニ当該株式会社又はその特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があるか過去2年間に受けていたこと（取締役等としての報酬等を除く）</p> <p>ホ次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）</li> <li>・当該株式会社又はその特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く。）</li> </ul> <p>ヘ過去2年間に合併等により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、当該他の会社の業務執行者であったこと</p> <p>⑦候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは就任してからの年数（74④七）</p> <p>⑧以上の記載についての候補者の意見があるときは、その意見の内容（74④八）</p>
<p>【公開会社である場合】</p> <p>①候補者が有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社の場合、種類ごと）（74②一）</p> <p>②取締役就任時に重要な兼職に該当する場合はその事実（74②二）</p> <p>③特別の利害関係があるときは、その事実の概要（74②三）</p> <p>④当該株式会社における地位及び担当（74②四）</p>	
<p>【公開会社で親会社等がある場合】</p> <p>①候補者が現に当該他の者（自然人である者に限る。）であるときは、その旨（74③一）</p> <p>②候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当（74③二）</p> <p>③候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当（74③三）</p>	
<p>【社外取締役候補者がいる場合】</p> <p>①社外取締役候補者である旨（74④一）</p> <p>②社外取締役候補者とした理由（74④二）</p> <p>③候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において不当な業務執行が行われた事実（重要でないものを除く）があるときは、その事実ならびに当該事実の発生の予防のために候補者が行った行為及び発生後の対応として行った行為の概要（74④三）</p> <p>④候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役であった場合において、その在任中に法令定款違反等不当な業務執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときはその事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は社外監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）（74④四）</p>	

### ③役員報酬額改定議案（会361 会規82、84）

#### 第〇号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、〇〇年〇月〇日開催の第〇回定時株主総会において、賞与も含めて一本化して年額〇億円以内とのご承認をいただいております。

今般、当社グループの高い成長性の実現による業務拡大及びこれに伴う取締役の責務の増大等、諸般の事情を勘案するとともに、取締役の業績向上に関するインセンティブを一層高めるため、取締役の報酬額を固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただきたいと存じます。

具体的には、年額〇億円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の〇%以内の業績連動型の変動報酬枠といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第〇号議案が原案通り承認可決されますと〇名となります。

#### 【参考書類の記載事項】

- ①提案の理由（相当とする理由を含む）
- ②改定する報酬の金額・その算定の基準
- ③対象となる取締役・監査役の員数  
（公開会社である場合、社外取締役分は社外取締役以外と区分して記載）
- ④使用人兼務役員の使用人分給与の取扱い
- ⑤監査役が監査役の報酬等について株主総会で意見を述べる場合、その意見の内容の概要

「提案の理由」「算定の基準」を明確に区分して記載することが困難であれば合わせて説明（下線部）

「報酬等のうち額の確定していないもの」として、具体的な算定方法を記載

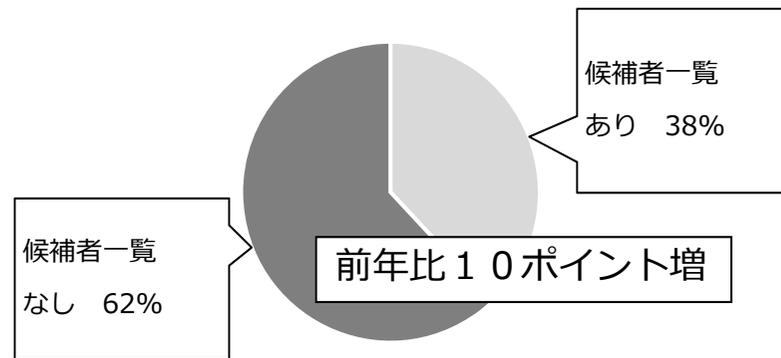
法人税法上、使用人分給与が過大な役員給与として取り扱われないようにするため記載

## 5. 招集通知記載事項調査データ

調査社数2,409社（3月末決算全上場会社 弊社調べ）

### コーポレートガバナンス・コードに関するデータ

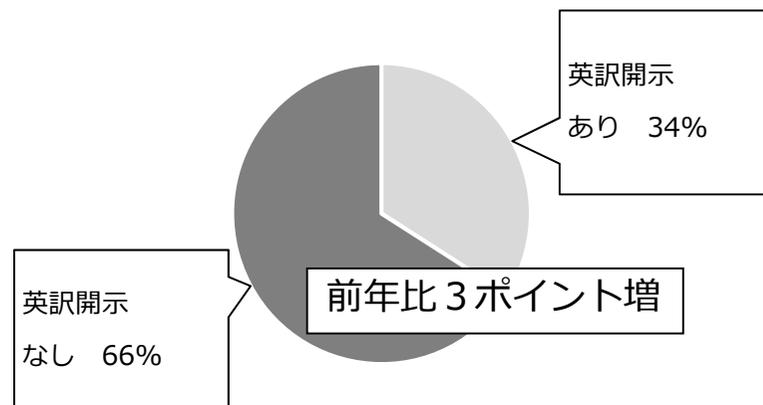
#### コード原則1-2① 候補者一覧



	2019年 調査社数 (2,353社)		2018年 調査会社 (2,258社)	
候補者一覧あり	901社	38%	637社	28%
候補者一覧なし	1,452社	62%	1,621社	72%

- (注) 1. 役員選任議案を上程した会社が調査社数  
2. 候補者一覧の内容として、「新任」・「社外」等のアイコン・氏名・地位・担当のほかに、「取締役会等の出席状況」・「就任年数」・「性別」・「満年齢」・「専門性」などを記載する事例がある。

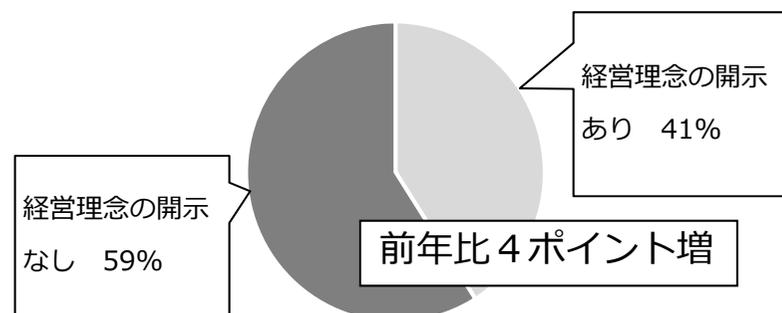
#### コード補充原則1-2④ 招集通知の英訳状況



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
英訳開示あり	824社	34%	760社	31%
英訳開示なし	1,585社	66%	1,653社	69%

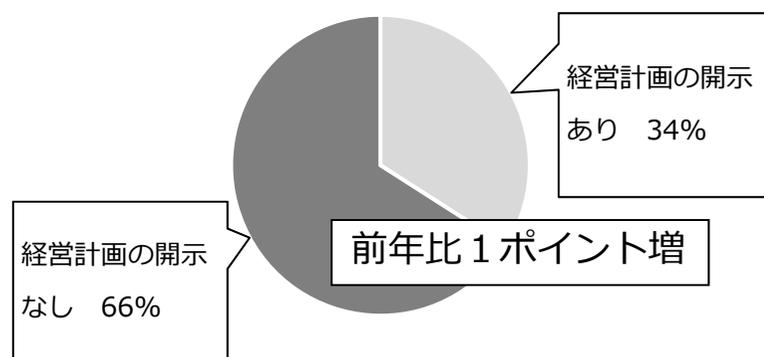
(注) 東証HPに英訳版を開示した会社を調査

## コード原則 3-1 (i) 経営理念



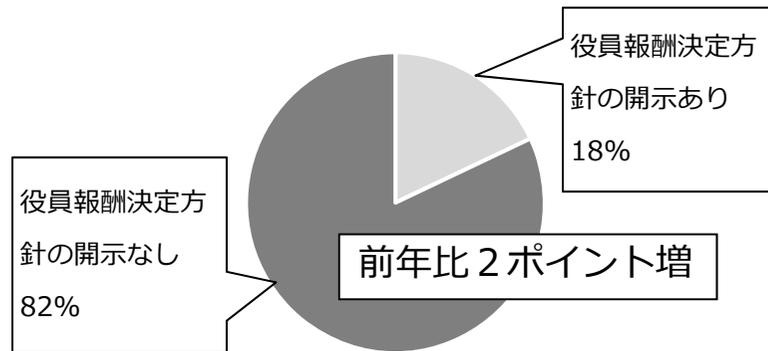
	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
	社数	割合	社数	割合
経営理念の開示あり	978社	41%	904社	37%
経営理念の開示なし	1,431社	59%	1,509社	63%

## コード原則 3-1 (i) 経営計画



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
	社数	割合	社数	割合
経営計画の開示あり	814社	34%	807社	33%
経営計画の開示なし	1,595社	66%	1,606社	67%

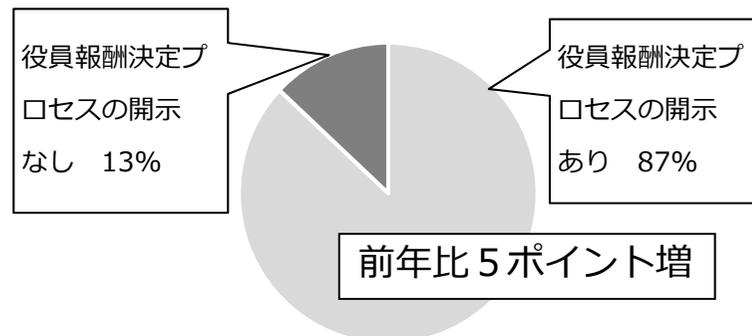
## コード原則 3 - 1 (iii) 役員報酬決定方針



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
役員報酬決定方針あり	438社	18%	392社	16%
役員報酬決定方針なし	1,971社	82%	2,021社	84%

(注) 事業報告で開示した会社（指名委員会等設置会社含む）が調査社数

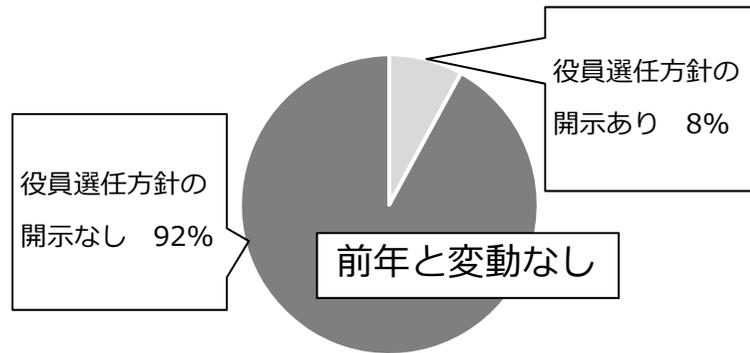
## コード原則 3 - 1 (iii) 役員報酬決定プロセス



	2019年 調査社数 (438社)		2018年 調査会社 (392社)	
役員報酬決定プロセスの開示あり	381社	87%	323社	82%
役員報酬決定プロセスの開示なし	57社	13%	69社	18%

(注) 1. 事業報告で開示した会社（指名委員会等設置会社含む）が調査社数決定機関の明示がある会社を「開示あり」と判断した。  
2. 役員報酬決定方針がある会社のうち、役員報酬決定プロセスを記載した会社が調査社数

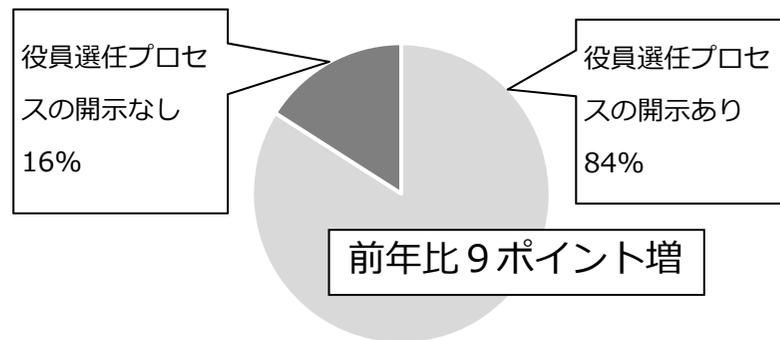
## コード原則 3 - 1 (iv) 役員選任方針



	2019年 調査社数 (2,353社)		2018年 調査会社 (2,258社)	
役員選任方針あり	199社	8%	173社	8%
役員選任方針なし	2,154社	92%	2,085社	92%

(注) 役員選任議案を上程した会社が調査社数

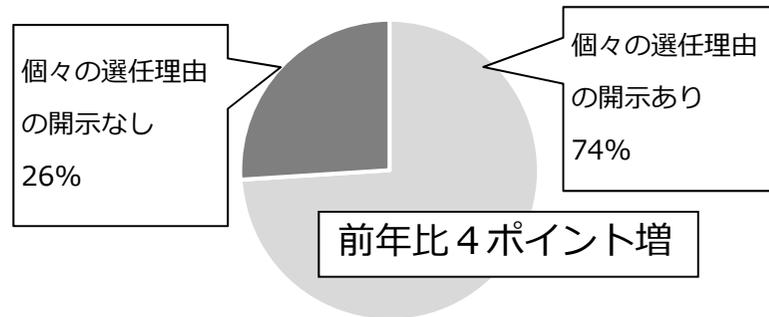
## コード原則 3 - 1 (iv) 役員選任プロセス



	2019年 調査社数 (199社)		2018年 調査会社 (173社)	
役員選任プロセスの開示あり	167社	84%	130社	75%
役員選任プロセスの開示なし	32社	16%	43社	25%

(注) 役員選任方針がある会社のうち、役員選任プロセスを記載した会社が調査社数

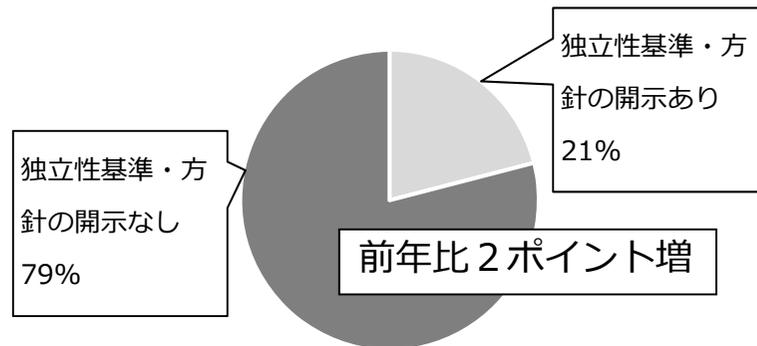
## コード原則3-1 (v) 役員の個々の選任理由



	2019年 調査社数 (2,353社)		2018年 調査会社 (2,258社)	
個々の選任理由の開示あり	1,741社	74%	1,590社	70%
個々の選任理由の開示なし	612社	26%	668社	30%

(注) 役員選任議案を上程した会社が調査社数

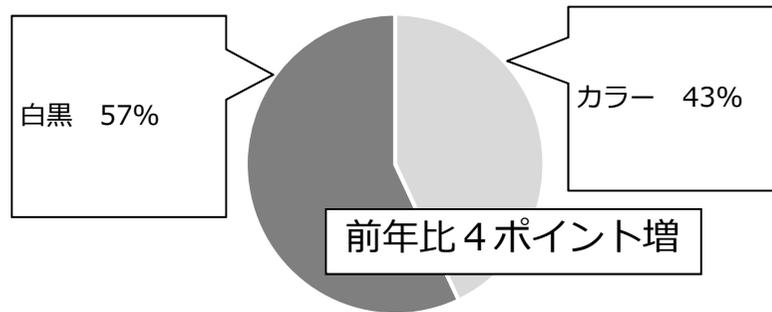
## コード原則4-9 社外役員選任独立性基準・方針



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
独立性基準・方針の開示あり	505社	21%	450社	19%
独立性基準・方針の開示なし	1,904社	79%	1,963社	81%

## その他のデータ

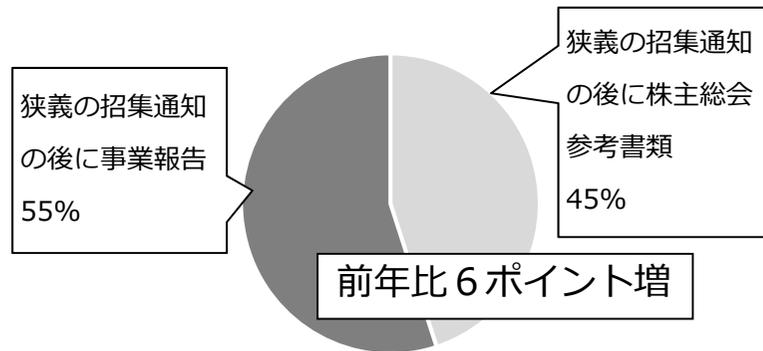
### 招集通知のカラー化



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
カラー	1,038社	43%	948社	39%
白黒	1,371社	57%	1,465社	61%

(注) 分冊方式の添付のみカラー化している会社も含む

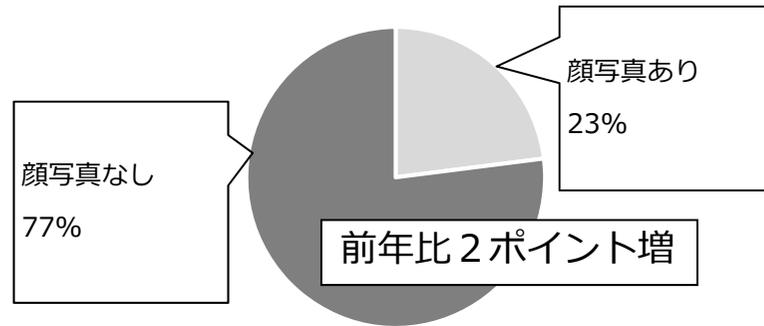
### 招集通知の記載順



	2019年 調査社数 (2,344社)		2018年 調査会社 (2,345社)	
狭義の招集通知の後に株主総会参考書類	1,066社	45%	910社	39%
狭義の招集通知の後に事業報告	1,278社	55%	1,435社	61%

(注) 合冊方式、かつ、議案を上程している会社が調査社数

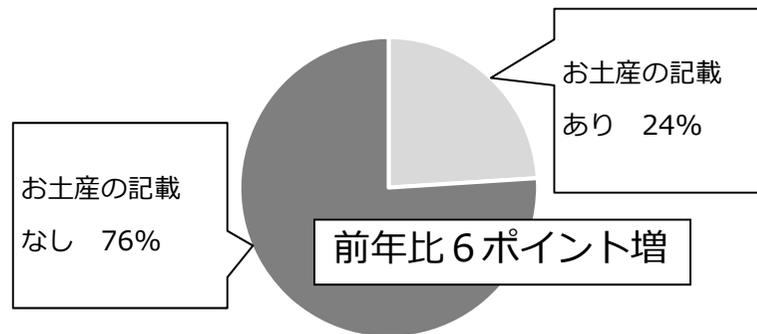
## 役員候補者の顔写真の掲載



	2019年 調査社数 (2,353社)		2018年 調査会社 (2,258社)	
顔写真あり	546社	23%	464社	21%
顔写真なし	1,807社	77%	1,794社	79%

(注) 役員選任議案を上程した会社が調査社数

## お土産に関する記載



	2019年 調査社数 (2,409社)		2018年 調査会社 (2,413社)	
記載あり (うち、お土産は ない旨)	578社 (499社)	24%	435社 (357社)	18%
記載なし	1,831社	76%	1,978社	82%

(注) 「記載あり」には、「お土産はない」旨のほか「お土産の用意をしている」旨や、「出席株主1人当たりに配布するお土産は1つ」と明記する事例がある。

以上